

第二日 平成二十五年六月十一日

開 議 午前十時

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、四番鶴賀谷 貴君に一般質問を許します。

四番鶴賀谷 貴君。

〔四番 鶴賀谷 貴君 登壇〕

○四番（鶴賀谷 貴君）

おはようございます。

議長のお許しがありましたので、発言させていただきます。

質問に入る前に、このたびの異動により、新しく参与並びに課長職になられた皆様方に心からお祝い申し上げます。それぞれのお立場の中ですばらしい能力を余すことなく発揮していただき、一緒によりよい藤崎町をつくり上げたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成二十五年第二回議会定例会に当たり、さきに通告いたしております項目につきまして質問をさせていただきます。平田町長初め、各担当者の方々から明快なるご答弁をいただけますようお願いを申し上げます。

まず初めに、事務処理問題についてお尋ねいたします。

近隣市町村では近年、固定資産税証明書の交付誤りや介護保険料の納付書を未送付するなど、事務処理ミスが発生して

おります。そこで、藤崎町において事務処理ミスはあるのか、お尋ねいたします。

次に、水道水の異臭味問題について質問いたします。

昨年は夏場の猛暑により浅瀬石川ダムのダム水に藻類が大量発生し、その水を飲料水として使用している市町村で水道水が異臭する問題が発生しました。各自治体では、においのない水を新たに提供しました。ことしも猛暑が予想され、これまでにどのような改善策が実施されたのか、お尋ねいたします。

また、昨年発生した異臭味問題や災害などで断水になり、水道水が使用できなくなった場合の対応策はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

次に、風疹の予防接種についてお尋ねいたします。

妊娠中に母体が風疹になると、出産後の子供の体に障害が残る事例が全国的に多く発生しております。これを予防するために、妊娠する前までに風疹の予防接種を受けることが一番よいことだと言われております。我が町でも風疹の予防接種を進めるために費用を助成することとなりましたが、その内容はどのようになっているのかお尋ねいたします。

また、六月一日号の広報ふじさきに、予防接種費用助成のお知らせが配布されましたが、町民に対して今後どのように助成内容を広報していくのかお尋ねして、壇上からの質問を終わります。

○議長（野呂日出男君）

四番鶴賀谷 貴君の一般質問に対する答弁を求めます。

町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして、おはようございます。きょうは多くの町民の皆さんに議会にお越しいただきまして、本当にありがとうございます。

ございます。さきに行われました五月二十九日、町民各位のご参加によりチャレンジデーが実施されまして、今回で二回目の勝利ということで、一万六百九十六人が参画して、これからも継続的に実施して町民の健康を図りたいと思っております。

それでは、鶴賀谷 貴議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、行政問題についてのイの事務処理ミスはあるのかについてであります。当町においての事務処理ミスについては、決してないとは言い切れない状況だと考えています。ただ、処分につながるような重大なミスはないものと考えています。また、事務処理ミスについては、毎月の課長会議を初め、機会あるごとに二重三重のチェックをするように指示しているところでございます。

次に、口の異臭味問題についての水道水の異臭味の改善策はどのようになっているのかについてであります。昨年の秋の水道水の異臭味発生では、町民の皆様には大変ご不便、ご迷惑をかけましたことを改めて心よりおわび申し上げるものであります。これを受けまして、津軽広域水道企業団では学識経験者及び関連九市町村の水道担当者十一人で構成する水道水の異臭味に係る危機管理検証委員会を立ち上げ、水道水異臭味の原因究明、情報伝達、広報活動の検証、水道水異臭味の再発防止策の検討、上流水の水質保全対策などなど、これらの問題をさまざまな角度から検証し、その検証結果が報告書にまとめられ、具体的改善策が異臭味対策スケジュールとして示されたところでございます。

報告書では、市町村、報道機関への情報伝達が具体性に欠け、時期、頻度も的確でなかった、異臭対策についても藻類の種類と個体数の把握がなされなかったなどと総括した上で、水道企業団が取り組むべき改善策五項目が明記されております。その五項目は、企業団の応急給水体制の整備、危機管理マニュアル異臭味対策策定、情報伝達広報改善、水質モニタリング強化、ダム湖流域対策、浄水処理能力の増強であります。

ご質問の水道水の異臭味の改善策については、水道企業団が平成二十五年度以降、次のような対策を講じることにして

います。水質モニタリング強化、ダム湖流域対策では流入河川の上流域に養魚場、養牛場、養鶏場などがあることから、流域事業者や地域住民への水質保全の啓発活動を行うほか、流入河川の水質基準項目、水質汚濁指標項目などを定期的に測定すること、ダム湖の藻類発生要因項目の測定と藻類等の種類、個体数を定期的に測定、監視すること、ダム湖の深水別異臭味原因物質濃度の測定をすることなどを実施していくこととしております。

次に、浄水処理能力の増強では、まず恒久施設整備までの応急対策として、活性炭注入装置などの異臭味対策仮設設備を平成二十四年度、平成二十五年度の二カ年で整備することとしております。また、恒久施設の整備としては、国土交通省の浅瀬石川ダム管理事務所では湖水循環装置を四基設置することにしております。この装置は湖中から空気を吹き込む曝気装置で、水深十五メートル部分から曝気することで藻類が発生しやすい水温層を弱める効果が期待されております。加えて、これら装置の状況を見ながら、粉末活性炭注入施設の設置を検討することにしております。

次に、今後災害等で断水になった場合の対応策はどのようになっているのかについてであります。昨年秋の水道の異臭味発生時には弘前市から給水する水を確保し、役場前、常盤生涯学習文化会館前の二カ所で給水活動を実施したところであり、受水件数は実に四千九百十七件にも上ったところであります。また、ひとり暮らし、老人の方々に対しては、町福祉課が中心となり、水の宅配も行ったところでございます。

そこで、ご質問の災害等で断水になった場合の対応策についてであります。藤崎町防災計画では給水対策として飲料水の給水方法などが定められております。この計画に沿った形で飲料水の供給を実行すべく、努力してまいります。

次に、福祉行政についてのイの風疹の予防接種についての助成の内容はどのようになっているのかと、町民にどのように広報していくのかであります。関連がありますので一括してお答え申し上げます。

まず、今般、予防接種法に定める風疹が都市部を中心に大流行し、全国へ広がり続けており、当町においてもいつ流行しても不思議ではない状況にあります。風疹はウイルスの飛沫感染によってかかる病気で、妊娠初期に感染すると赤ち

ゃんが難聴、心疾患、白内障などの先天性風疹症候群を高い確率で発生する病気であり、今回の流行は予防接種の対象外であった昭和五十四年以前に生まれた男子や、平成六年度の法律改正により接種機会を逃した人を中心に流行しています。

このような中で、自治体独自で予防接種を実施する市町村がふえ、当町といたしましても住民の健康管理や行政サービスの観点、また流行が春先から夏にかけることや抗体ができるまでの期間が必要であることを考慮し、早目に対応したものであり、風疹にかかったことがない町民にワクチンを接種していない人を対象に、五月二十八日から全額無料で実施しているものであります。また、住民への周知方法については、五月二十八日に町ホームページでお知らせした上で、広報ふじさき六月一日号へチラシを折り込みしたものであります。今後も住民の健康を守る観点から、ホームページや広報紙などにより、引き続き周知を図ってまいります。

以上、鶴賀谷議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

四番鶴賀谷 貴君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、四番鶴賀谷 貴君に再質問を許します。四番鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

まず初めに、事務処理ミスの問題について再質問させていただきます。

先ほど町長の答弁の中に、重大な事務処理ミスは今現在発生していないということでした。このことは多分、職員の皆さんが日ごろから誠心誠意仕事を全うしているたまものだということで、職員の皆さんにまず感謝を申し上げたいと思います。

そこで、この事務処理問題というのは、先ほどは近隣市町村という話をしましたがけれども、全国的に多くの自治体でこ

の事務処理問題が発生しております、現在は。そこで、当町において、もし事務処理ミスの問題が発生した場合の対応マニュアル等は当町ではつくられているのか、まずお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

統一した形での対応マニュアルは作成されておられません。ただ、各課において、お客様である住民との話し合いで双方納得が得られた形でその事務処理問題が処理されているものというふうに私は認識しております。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

今の課長の答弁でいくと、各課のところである程度権限を与えているというお話でございましたけれども、あってはならないことなんですけれども、統一した形で藤崎町としてそういう事例が発生した場合のマニュアルというのは私は必要だと思っております。例えば弘前なんか、今回の事務処理ミスを参考にして基準を見直ししたりとか、そういう形で改正している自治体もございますので、先ほど話したように我が町でもそれに対応する基準取扱書及びマニュアル書というものをつくっておくべきだと思うんですけれども、その点について町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

先ほど総務課長もお話ししましたけれども、まずは事務処理に間違いを起こさない指示を出しているところでございます。

す。毎月一回の月初めの課長会議では、そのことを耳にたこができるぐらい私のほうから酸っぱく課長職員に訓示しているところがございます。なお、その間違いを起こさないためには、各課で毎朝あるいは帰る際に再度事務処理、あるいは各課の仕事の点検等も含めて、朝礼あるいは夕礼をやるようにまた指示もしているところがございますので、今のところ私はその事務処理があった場合のマニュアルというのとはなじまない、それを起こさないべくして最善を尽くすということで取り組んでいきたいと思っております。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

今現在起きていないので、必要ないといえれば多分必要ないかもしれないですけども、やっぱり人というのは多分注意していようが注意してまいが、人間というのはミスを犯す動物なんですね。完璧な人はいないので。ですので、ミスを犯したからその職員がどうのというんじゃなくて、役場全体としてそのことをどう捉えるかの問題ですので、今の町長の答弁で私は理解しました。

続きまして、水道水の異臭味問題について再質問させていただきます。

昨年からの、要はこれまでの異臭味問題についての改善策は詳しく、先ほど町長からの答弁で理解いたしました。なぜ私、今回また異臭味問題を取り上げたかということ、ことしももう既に暑い日が続いておりまして、そしてまた雨が降らないので降水量が少ないと。という形になると、何か状況的に昨年の気候と同様な、今現在いると思うんですよ、気候状況がですね。ですから、やっぱり昨年同様、また異臭味の問題が発生する可能性があるのではないかという観点から私、今回質問させていただいております。

そこで、もう三月十一日にはダム湖の中で異臭物質のジェオスミンというのが検出されているそうで、それが水道企業

団では三月十一日にそれが発生した場合の対応策というのとはどのようなになっているのか、まずお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えいたします。

確かに、ダム湖から取水した原水から三ナノグラム・パー・リットルのカビ異臭原因である臭気物質ジェオスミンが検出されております。それを受けまして、水道企業団でも翌日、構成市町村の担当者会議を開催しておりました。その中で、原水の臭気物質濃度が五ナノグラム・パー・リットルに達した時点で活性炭の注入を開始すること、もう一点が念のため広報と給水活動の準備をするようにというふうに指示がございました。実際、議員ご指摘のとおり、三月十一日はジェオスミン濃度が五ナノグラム・パー・リットルを超えました。そこで、水道企業団としましては、活性炭注入をしたという報告を受けております。ただ、活性炭注入の結果、濃度が低下して、幸いにも給水活動までには至らなかったという状況でございます。

昨年の異臭問題を受けまして、危機管理検討委員会から指摘された市町村への伝達方法もここでまた踏襲されておりました。また危機管理マニュアルに基づいて浄水処理が行われるなど、即時に対応できる体制は整っていると考えております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）



現実問題としてもう春先もそういう状況があるということで、ことしの夏はそういう問題が発生しないことを私自身は祈っておりますけれども、今後も引き続き、先ほど話したように、暑い日、そして降水量が少なくなっておりますので、町長から先ほどお聞きしましたけれども、いろんな装置等も含めて改善策はなされているということですので、引き続き注意をして安心な水道水の提供を求めていきたいと思っております。

続きまして、先ほど私たち議員に配付されました第二次藤崎町地域福祉計画書、支え合い、優しさあふれる町藤崎というこの冊子があるんですけれども、この中に町民に対してアンケートをされていて、まずこういう質問です。地震や火事などの災害時の対応において不安に思っていることはありますかという質問に対して、水や食料というのが一番多い町民からの回答でございました。今定例会でも補正予算に計上されておりますけれども、給水タンク等の購入費三百三十一万五千円と、この内容についてちょっとお伺いいたします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいま今回の補正予算にあります緊急用のタンクの購入費というお話でございましたけれども、内容につきましては一・五トンの給水タンクを二基購入する予定になっております。それで、金額といたしましては三百三十万少しという形になっております。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

その前に、話ししねばまねがったのが、再質問がもう、すいません、災害等で断水になった場合の対応策の再質問に入らせていただいておりますので、そういうことを前提にご答弁お願いします。

先ほどの町長の答弁にもありました、要は水の確保をどうするのかという話の中で、防災計画の中にあるということだと思わんですけれども、この防災計画書の中には備蓄飲料水を含めて大体一人当たり三リットル程度の飲料水を確保するという項目がちょっとあるんですけれども、我が町においては町民一人当たり一日三リットルの備蓄飲料水というのは確保、今現在されているのか、お尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

給水方法といたしましては、配水池にたまっている、タンクの中にたまっている水を一応緊急遮断するという事で、合わせて二千立方メートルちょっと超えた量がございます。あと、断水になったときには消火栓を使用して給水するという事もおこなっております。もしそれでもだめでしたら、今、総務課長からご答弁にあった給水タンクを使用して給水すると。そのために二台購入するわけですけれども、既に一台はございます。そのほか、給水タンク三十個、給水袋一千個ありますので、そういったものに水をためて給水するという状況でございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

すいません、ちょっと確認したい点の一つ。その給水タンクというのは、じゃあ常時、水が入っているんですか。常時、

給水タンクの中に常時水が入って、災害等があった場合、すぐその水が提供できるんですか。それとも、私がちょっと考えていたのは、何もタンクはふだんは水が入っていないくて、緊急時に水を入れるという話と私は解釈していたんですけども、どちらなんですか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

給水タンクは空のまま保存しております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

先ほどの地域福祉計画の中のもう一つの項目の中に、こういう質問がございます。災害時、公的援助以外で大切なことは何だと思えますかと。災害になったとき、公的以外で大切なことは何だと思えますかという問いに、町民の多くは日ごろからの備えと書いているんですね。これが一番多い答えでございました。ですので、確かに行政でできることはしっかりしないとだめですが、町民に対しても、例えば自分の体は自分で守るという観点から、自己責任の観点から、例えば災害時等に備えて日ごろから飲料水だとか、その他の非常用のものを準備するというのを、こういうことも呼びかけることが私は必要だと思っておりますけれども、町長の考え方をお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

災害というのは忘れたころにやってくると。たまたま、ここの津軽平野は地震あっても津波の心配はしなくてもいいのかなと。ただ、我々小さいときは十勝沖地震あるいは日本海中部地震、震度五、六というような形の大きな震災で影響を受けたのもありました。備えあれば憂いなしということわざもありますけれども、確かにいつあってもいいように万全を取り組むのが行政の使命でもあるし、あるいはふだんから町民がそういう災害時にすぐ対応できるような訓練もまた必要だろうと、私はそういうような考え方を持っています。年に一回、役場駐車場付近で大規模な防災訓練をやりますけれども、それとはまた別個に、それはそれとして実施しながら、地域にもうちょっとかみ砕いて、地域住民がいざ災害に遭ったときに対応がすぐできるような、地域の実態に合った防災訓練の実施、これはもう防災係が中心になって検討に入っております。いろんな町内会とのやりとりももう現状で進んでいるところでございます。

ただ、飲料水についてはいろいろ災害時に給水タンクを常設したものでやるとなると、相当コストもまたかかるのも現状です。幸田上下水道課長はそういう防災公園の構築、設置に非常に前向きな課長でございますけれども、ただ、町政全般を考えると、福祉あるいは教育、優先する順位もまたたくさんありまして、財政が許すならばそういう防災公園の設置も今後将来的には考えていくべきだろうと思っております。

要は、行政そして地域がスクラムを組んで、そういう災害時には対応できるような構築をしていくというのが基本的なスタンスで考えていきたいと、そう思っております。また、去年の四月には、齋藤福祉課長が一生懸命尽力して、半径六キロの例えば身障者とか高齢者とか、そういうまた協定書も交わしながら、いざ災害時に救済措置をとるような構築もまたしてしまして、全ての団体と連携を密にして災害時には対応していくような努力をしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

続きまして、風疹の予防接種について再質問させていただきます。

今現在、児童生徒に対してはこの風疹の予防接種はどのようになっているのか、まず福祉課長にお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。

風疹の予防接種については、先ほども町長の答弁の中にごございましたが、平成六年度の法律改正によりまして、義務から任意接種という形になってございまして、現在は集団接種ではなくて個別に第一期と第二期に分かれるわけですが、医療機関のほうで予防接種を実施しているということでございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

それは、今現在は回数は何回実施されるべきものなのか。一回でいいのか。例えば定期的に何年か置いてからやらなければだめなものか。複数接種しなければだめなものか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

齋藤福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

まず、一期が一歳から二歳、二期が五歳から七歳、三期・四期とございました、三期が中学校一年生に相当する年齢の者、それから四期が高校三年生に相当する者ということでございます。

接種のワクチンについては、MRワクチンということでございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

そうすれば、今の風疹に対する予防接種の費用というのは、その四回分が全額無料だという考え方でいいんですよね。

○議長（野呂日出男君）

齋藤福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

予防接種法に定める定期の予防接種ということになりますので、全額無料でございます。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

内容に対しての再質問はこれで終わりにしますが、今ちょっとわからなかったのは、今までせばみんな有料だったんですか。例えば一期・二期までは無料で、三期・四期は有料だったんですか。それとも、今まで一期・二期・三期・四期が無料で、今現在無料にするのは何期と何期が無料になるんだかというのは、お知らせください。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。

一・二・三・四期に関しては、これはいわゆる法律に定める予防接種でございます。そして、五月二十八日から実施している予防接種に関しては、これはあくまでも本人が希望する任意の接種ということになりまして、今までは実施していないと、だけれども、この風疹の流行が発生したので、一・二・三・四期で今までやってきたわけでございますが、その予防接種の機会を逸した者、それから先ほど町長の答弁の中にもございましたが、昭和五十四年以前は中学校の女子を中心というか、集団で接種してきたわけございまして、男子には接種の機会がなかったのでございます。ですので、それらの方を接種を逸したということで、五月二十八日から無料で実施していると。あくまでも任意の予防接種、本人が希望した場合の予防接種という考え方でいただければ幸いです。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

続きまして、今後どのように広報していくのかというところも含めながら今やりますけれども、例えばちょっとあれですけれども、私、息子の母子手帳を持ってきたんですけれども、息子は昭和六十一年生まれなんですけれども、この母子手帳が今回役場にまず持ってくる証明書になりますけれども、これ多分その他の予防接種のところに、やれば書かされていくんだと思うんですよ。次男、三男のを見ましたらですね。ということは、多分うちの長男は予防接種、昭和六十一年で受けていないという考え方になってくると思うんですね。こういう形の中で、先ほどから私質問していますけ

れども、現実やっぱり母子手帳を見て、自分が受けているか受けていないかというところが、確認しないとまず本人も覚えていないと思うんですよ。ご存じのとおり、いろんな予防接種が今あるので。風疹の予防接種したのかとか、風疹も何か、風疹と書いていて、何だっけ、三日ぜきだか何だかというところもあったし、ちょっとあれなんですけれども、そういう意味で自分が受けているか受けていないかはこの母子手帳を見ればいいという。受けていなければ、役場の窓口に来てという考え方なんですよね。そういう形でよろしいんですね。

今は、先ほど話したように、男女に関係なくという考え方で今進めていると思うので、年齢者もじゃあ、失礼ですけども、これを受けていない人は対象になるという考え方でよろしいんですよね。母子手帳見て、風疹の予防接種受けていなければ。ただ、私の年ぐらいになると、受ける人は多分いないと思うので、子供のことがないので、ないと思うので、その年代的な部分だと思うんです。それで、大体この予防接種に当たる費用ってどのぐらい見ているものなんですか。一回当たり、この風疹の助成費用というのはどのぐらいかかるのか、お尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。

鶴賀谷さんのお子さんが今、昭和六十一年ということで、男子の方でございますね。まさしくその年代は、中学生の女子の方のみが対象であった時代でございますして、風疹の予防接種は個人、自己負担でなければやれなかった方だと思います。そういうことで、接種の機会を逸したということです。

今現在、福祉課のほうで進めているというか、実際の事務的に作業を進めているやり方は、まずは広報紙でもう既にお知らせしていると、ホームページももちろんですが。そして、町民の方から、まずはやりたいという希望がございます。



それに基づいて、とりあえず我がほうでは母子手帳のほうを確認させていただいております。もちろん町民か否かという確認もとってございます。それでまず、当然母子手帳で風疹の予防接種をしているという方については、今回はやらなくてもいいよという、そういう形になります。それで風疹の予防接種が必要だという方に関しては、町のほうから予診票というものをご本人に名前をこちらで書いてお渡しいたします。それをその申し込みを受けた方が直接医療機関のほうへ、町内の医療機関でございますが、医療機関のほうに予診票を持って行って、その予診票の中には町長からの依頼書も書かれてございます。そして、それをお医者さんのほうに持って行っていただいて、そして予防接種を受けていただく。そして予防接種を受けていただいた後に、その窓口では負担金がゼロということになりますので、予診票と請求書が町のほうに送られてきて、その請求書に基づいて町のほうでは医療機関にお支払いしますという形になってございます。

ちなみに、先ほども申し上げましたが、MRワクチンというワクチンを今使用してございまして、風疹とそれから麻疹、はしかと二種の混合ワクチンでございます。なぜそれを選んだかということでございますが、実は風疹の単体のワクチンのほうが安いんですが、今こういう状況になって風疹のワクチンが非常に不足しているという状況でございます。そういうこともありまして、MRワクチンがまだ在庫があるということでございますので、当面はMRワクチンだけにして、風疹のワクチンが九月かそのあたりになれば十分入ってくるということなので、そうなった場合は町民の方を選択していただこうかなという考えも持っております。料金については一万円弱ということでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

最後の質問とさせていただきます。先ほど町長からの答弁にも、引き続き広報していくんだということの答弁がありました。今回の風疹の予防接種の助成だとか、我が町では各種の予防接種の助成をしております。最低限、一年に一回ぐらいはチラシ等も含めて広報をしていただきたいと思いますと思っておりますけれども、この点について町長にお尋ねして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

鶴賀谷議員が申すとおり、福祉課、広報、全てのタイミングを逃さず、町民に徹底して働きかけていきたいと思っております。また、ことしから窓口負担ゼロになる、間もなく七月からやる中学校の医療費も学校を通じて保護者の皆さんに申請書を渡していますけれども、その辺も住民課のほうでチェック入れながら、あるいは福祉課のほうでもチェック入れながら、わからない方のためにもチェックを入れて、再度また町民に対して案内するような体制を構築していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

これで四番鶴賀谷 貴君の一般質問は終了いたしました。

次に、五番奈良岡文英君に一般質問を許します。

五番奈良岡文英君。

〔五番 奈良岡文英君 登壇〕

○五番（奈良岡文英君）

おはようございます。

議長の許可を得ましたので、発言させていただきます。議席番号五番奈良岡文英であります。よろしくお願いいたします。

平成二十五年第二回藤崎町議会定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

去年ことしと二年続きの記録的な豪雪は、町民生活に多大な影響を及ぼしてきたと言えるでありましょう。また、農業においては豪雪によるリンゴの枝折れの被害や遅い雪解けと、ことしは春からの低温によって農作業が大幅におくれて、リンゴ、水稻の生育のおくれが懸念されてきましたが、最近になって好天の日が続き、農作物の生育も回復してきているように思います。また、最近雨は降らない日が続いて干ばつ気味であり、今は一雨欲しいところでありましょう。これからの農作物の栽培管理には十分注意していただきたいと思います。そして、すばらしい実りの秋を迎えることを期待しております。

それでは、通告しておいた雪国の暮らしを豊かにするまちづくりをテーマに、平田町長の姿勢を伺いたいと思います。

我が町は積雪寒冷地という気象条件にあり、冬季の地域住民の生活は決して暮らしやすい環境ではありません。降雪を克服し、物流や通勤通学などの社会経済活動、生活道路を確保するための道路、歩道の除排雪対策が強力に進められております。今日のように社会経済の高度な発展、スピード化に伴い、住民の除排雪に対するニーズは年々高度になってきていて、より快適な冬の暮らしを求めるようになっております。やはり快適な冬の生活環境を求めるには、行政による取り組みだけでなく、地域住民のできることは自分たちでという町民一人一人が主体的に参画協働するまちづくりの精神が必要でありましょう。

また一方、雪は日常生活の厄介物であるばかりではありません。山に積もった雪は春になって豊富な雪解け水となって田畑を潤し、農家にとっては欠かすことのできない貴重な資源であります。日本の穀倉地帯を支える水の源は雪にもた

らされていることを考えると、雪は天からの大切な贈り物と言えます。

それでは、イの冬季の快適な生活空間を確保する取り組みについて伺います。

今後の除排雪計画については、近年になかったような二十四年、二十五年の記録的な豪雪の除排雪を振り返り、しっかりと総括して課題や問題点を洗い出して計画する必要があると考えていますが、町長の考えを伺いたいと思います。

次に、消融雪溝の活用と今後の整備計画について伺います。消融雪溝は通学路や歩道、住宅街や商店街などの道幅確保のために、ブルドーザーやロータリー車などの機械力による除雪と並んで大きな役割を果たしています。しかし、その有効的活用は地域住民の協力なしには効果を発揮できません。また、未整備の地区については、早急にかつ計画的に整備するべきと考えますが、町長の考え方を伺います。

次に、少子高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が増加し、地域の支援を必要としている人々がふえている中で、特に冬場は雪に閉ざされて地域の人たちと触れ合う機会がなくなります。地域社会が高度化、多様化している近年は、地域住民は人間としての生きがいを求めるために、また地域住民の一員として崇高な理想のもとにボランティア活動への参加意識のある人は少なくありません。ひとり暮らしの世帯や交差点、歩道などの安全を確保するために、閉じこもりがちな冬場の地域のコミュニケーションを図るためにも除雪ボランティアをネットワーク化し、常に活動できる態勢をとることが大切であるかと思えます。この点について、町長の考え方を伺います。

次に、ロの雪や寒さを活用した産業の振興について伺います。

津軽地方を初め日本海側の豪雪地帯は、昔から冬の長い間、雪に苦しめられてきましたが、冬になれば当然雪が降るものとして雪を生活の一部に取り込んで利用するという知恵もありました。それが伝統的な文化としてはぐくまれ、今日の雪国の生活に溶け込んでいます。また、雪室の活用については、日本海側の積雪地帯では冷蔵庫のなかった時代から農産物を雪の中に埋めて長期保存の方法として利用されてきました。津軽地方のリンゴ産地では、特産のリンゴを雪室

に貯蔵して商品化、販売する取り組みも行われております。我が町もリンゴを初めとする特産品を雪室に貯蔵し、商品化して販売につなげ、農家所得の向上を図るということについてはどのようにお考えでしょうか。

次に、雪や寒さを利用した農産物の栽培について伺います。野菜は冬の冷たい空気にさらすことによって、また雪の下で栽培することによって寒さに耐えるために糖分を蓄えるという性質があります。寒締め野菜や雪中野菜の栽培を冬の農業として奨励し、所得の向上につなげてはいかがでしょうか。

次に、ハの雪と親しむ活動について伺います。

雪は冬になれば必ず降るものとして日常生活や社会経済活動の足かせとはなっておりますが、雪をただ厄介物としないで、雪と親しんで日常生活に受け入れていくことも大切だと思います。この点から、冬のスポーツ、レクリエーションを通して寒さに負けないで元気に冬を過ごすこと、そして雪が降ることによって地域にどのような恩恵を与えてくれるのかを学習していく必要があると思いますが、この点について伺いたいと思います。

最後に、ニのふじさき未来・夢プランの基本計画に盛り込むべきという点について伺います。

ことし三月に策定した町総合計画ふじさき未来・夢プランの大きな柱の一つとして、町民一人一人が主体的に参画協働するまちづくりを目標としております。私の思いは、これまでも申し上げてきたとおり、雪は冬になれば必ず降るものとして受け入れて、まちづくりの一環として雪に対する基本的な理念を克雪から利雪、親雪として体系的に整備し、雪国の暗い重苦しいイメージを払拭し、一年を通じて快適で活気あふれる地域社会を築くことを盛り込んではいかがでしょうか。

以上で登壇の質問を終わりますが、町長を初め参与の皆さんのご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（野呂日出男君）

五番奈良岡文英君の一般質問に対する答弁を求めます。

町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

奈良岡文英議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、雪国の暮らしを豊かにするまちづくりについてのイ、冬季の快適な生活空間を確保する取り組みについての平成二十四年、二十五年の除排雪事業を振り返ってについてであります。今冬は十二月七日より本格的な根雪となり、一月十一日には積雪一メートル三センチメートルを記録し、昨年を引き続き、藤崎町豪雪対策本部を設置したところがございます。最終的には最大積雪深が百六十一センチメートル、累計降雪量も十メートルを超え、昨年の八メートルをはるかに上回る記録的な豪雪に見舞われたものであります。

平成二十四年度は除雪計画の見直しを行ったところ、新規参入が三者、新たに除雪を持つ工区が八工区となり、オペレーターが道路状況にふなれだったことに加え、連日の大雪と低温によりロータリー車で拡幅してもすぐに道路幅が狭くなってしまいうという繰り返りで、一部路線において通勤通学時の交通に支障を来し、苦情件数が増加したものであります。

そこで、現在、平成二十四年度除雪事業の問題点を委託業者も交え、除雪の出動時間、工区ごとの除雪作業量、除雪車両の規定の適否など、除雪体制の見直しのための検討を行っており、今期の除雪計画に反映させ、住民生活に支障の出ないよう対策を講じてまいります。

次に、消融雪溝の活用と今後の整備計画はについてであります。多くの町民の方々より設置要望があり、整備済み地区では大きな成果を果たしており、冬期間の道路交通確保の上で有効な手段となっています。一方、整備済みの区間においても十分に活用されていない箇所も見受けられるため、その原因を調査し、効果的な活用を図ってまいりたいと思

っております。

今後の整備方針としては、通学路あるいは除雪された雪の処理が難しく、歩行者や車の交通に支障を来している地区で、なおかつ整備後の住民の方々の雪処理や管理に協力を得られる地区を優先し、整備を進めてまいりたいと考えております。現在、柏木堰地区では整備を進めておりますが、今後、県道を含む矢沢、小畑、中島地区は県と連携しての整備計画を進め、また町道村井白子線は歩道整備を兼ねた整備計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、除雪ボランティアの活動とネットワークについてであります。除排雪が困難である世帯に対する除雪ボランティア活動は町ボランティア連絡協議会が活動主体となり、七十歳以上の高齢者世帯や世帯全員が障害者などで住民税が非課税の世帯または生活保護世帯で町内に二親等内の親族がいない世帯に対し、実施してきたところであります。昨年度は新たな取り組みとして、民生委員が除排雪が困難であると調査した八十四世帯を社会福祉協議会の巡視員が四十九日間巡回し、必要に応じて屋根の雪おろしや軒下の雪片づけなどを九十二カ所行い、雪害防止と不安の解消に努めたところであります。また、重機などによる大がかりな作業を要すると判断した十七カ所については、町ボランティア連絡協議会へ作業をお願いするなど、官民一体の二段構えの体制で対応したところであります。この間、町ボランティア連絡協議会に参加し、ご協力いただきました皆様には改めて心から感謝とお礼を申し上げる次第であります。

さて、ご質問の除雪ボランティアのネットワーク化であります。雪対策は雪国に暮らす私たちにとり、町一丸となって取り組まなければならない重要課題であります。今後も除排雪が困難な世帯は第一義に行政が対応し、重機などが必要な大がかりな作業の場合はボランティア連絡協議会が対応する官民一体の体制で進めてまいりたいと考えているところであり、その上でも除雪ボランティアのネットワーク化は重要であると思っておりますので、住民の皆様へ町ボランティア連絡協議会の登録を働きかけ、組織の強化と拡大に努め、高齢者世帯はもちろん、全住民が安全で快適な住生活環境を確保するために努力してまいりたいと思っております。

次に、ロの雪や寒さを活用した産業の振興についての雪室を活用した農産物の貯蔵についてであります。雪室貯蔵は私がまだ子供のころ、倉庫に雪を入れてリンゴの貯蔵に使っていたのを記憶してございます。また、自然降雪を利用した雪室では収穫した大根、ニンジン、キャベツなどの野菜を土に埋めて、そのまま雪の下にして保管し、春に掘り出して食べていたことも記憶しております。その効果は、雪の温度が〇度より下がらないためチルド状態を保つことができ、湿度も九〇%以上を確保できることから、究極の冷蔵庫と言われております。加えて、ゆっくりと熟成されることから、糖度、うまみが増すこともわかっております。

現在、近隣市町村の一部の生産組織や企業などがリンゴや野菜などを雪室貯蔵により付加価値をつけた販売を行っており、今話題になっているのも確かであります。当町で主に栽培されているお米、リンゴはもちろん、ジャガイモ、ニンジン、キャベツなどが適していると考えられることから、生産者団体、JA、直売所などのご意見を聞きながら、この豊富な自然エネルギーである雪を利用した雪室の推進について検討してみたいと考えております。

次に、雪や寒さを利用した農産物の栽培についてであります。当町においては冬の寒さや雪による付加価値をつけた露地栽培については、ニンジンやキャベツなどの野菜を秋収穫せずにそのまま雪の下にして、春に掘り出して食べるという雪下野菜の栽培が考えられます。これも雪室効果で、雪の下で温度、湿度ともに最高の条件下でゆっくりと熟成されることから、糖度、うまみが増します。これにつきましても、雪室貯蔵同様、生産者団体、JA、直売所などのご意見を聞きながら検討してみたいと考えております。

次に、ハの雪と親しむ活動の推進についての冬季のスポーツ、レクリエーションの活動状況はと、利雪、親雪をさらに推進するために雪について学習する取り組みはについては、お互いに関連がありますので、一体的に考えさせていただきます。

冬季のスポーツ、レクリエーションの活動状況については、子ども会育成連合会の活動と連携した雪上運動会や冬の外



遊び大会、梵珠少年自然の家での冬季野外研修、町民スキー教室や町民歩くスキーの集い、町民スキー・スノーボード大会などを開催し、体力向上や雪と親しむスポーツ、レクリエーションの充実を図っております。また、各学校においては、北国ならではの冬の厳しい自然環境を貴重な活動機会と前向きに捉え、雪に親しむ学習活動として学校単位でスキー実習や雪上ゲーム大会、そり遊び、雪合戦、かまくらづくりなど、それぞれ趣向を凝らしたスポーツ、レクリエーションを体験させることにより、雪国の厳しさを克服し、たくましく成長できるよう、雪と親しむ学習活動に取り組んでおります。

ここ数年の豪雪は、生活や農業などへ多大な影響を及ぼしておりますが、北国では昔から雪を克服するだけでなく、雪を利用したり、雪に親しんだり、雪に学んだり、雪を楽しんだり、雪とともに生活文化を醸成し、雪とともに生きる暮らしを実践してきました。今後も雪国の特性を生かし、雪国の文化をつくる学習活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、ふじさき未来・夢プランの基本計画に盛り込むべきではないかについてですが、雪国の暮らしを豊かにするまちづくりについては建設、農政、生涯学習など多岐にわたることから、雪と親しむ活動の推進や雪を活用した産業の振興など、各行政分野における雪国のまちづくり事業を基本計画に示した主要施策等に基づいて、具体的な事業を定めたふじさき未来・夢プラン実施計画に積極的に位置づけするなどして、雪国の暮らしを豊かにするまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上、奈良岡議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

五番奈良岡文英君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより五番奈良岡文英君に再質問を許します。

五番奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

町長の詳細な答弁をいただき、再質問は若干させていただきたいと思います。

まず、一番の除排雪対策でありますけれども、去年ことしの豪雪で苦情とかは出尽くしたと思いますので、いろいろ今それを分析、今後に生かすということですが、二十六年の冬の除雪計画を立てる上でのスケジュールといえますか、心構えをもう一度町長に伺いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

後ほど担当課の建設課長から詳しくは今後のタイムスケジュール等について報告させますが、まず一年、冬期間を振り返って、どのような苦情がどのような件数で、どの工区がどうあったかという点検を三月中にもう一通りしました。そのことは十六工区の全ての委託業者を集めて、建設課長が中心に細かい指導もしました。また、五月中にはその反省を踏まえ、次年度の除排雪計画をどのように体制を図るかということで、五月の末にはもう建設課から私のほうにいろいろ実施計画案をお示しいただきました。そのことによって再度、今六月の下旬ころ、議会が終わったころの下旬ころに再度、建設協会が中心となる委託業者と担当の建設課と細かいすり合わせをして、次回予定される臨時議会では全協で二十五年度の除雪計画を議会の皆さんにお示ししたいと。その中で、いろんな地域の皆さん代表でございますので、皆さんからまた細かい指導を得ながら、今冬の除雪計画の作成に邁進したいと思っております。

後ほど、この追加補足は建設課長からさせます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

町長の今の答弁でほとんど説明なされたんですが、次回の全協で審議いただきまして、それに基づきまして補正予算等が生ずる場合は九月議会のほうに補正予算を計上いたしまして、それで十二月一日からの除雪計画に反映させたいと思っております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

早い時期に除雪計画を立てておくということは大変いいことだと思いますので、入念な計画を、落ち度のない計画を立てていただきたいと思います。

消融雪溝についてですけれども、冬に婦人会の皆さんと議会と語る会が開かれたんですけれども、そのときも出ておりましたが、消融雪溝に対する要望が非常に大きいということで、今後いち早く整備されていくべきだと思うんですけれども、ことしの冬の豪雪のときでも消融雪溝に対する苦情もかなりあったと思いますけれども、これを運用するに当たって、やっぱり地元の受益者の人たちがきちんとルールづくりをして運営していかないとトラブルの原因になるということもあると思います。これを運用する上で、町内会単位で例えばルールづくりをしてもらうとか、そういう指導はなされているんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

現在、消融雪溝の運営につきましては、水中ポンプの操作盤というのがありまして、その鍵のほうを町内会のほうにそのスイッチを入れる切るのはお願いしております。それで、消融雪溝の稼働時間ですが、そのスイッチを入れることによって一日中動いているものと、あとその中にタイマーがありまして、午前の部が朝の五時から九時まで、夕方が四時から七時まで稼働するという、そういう自動タイマーのものと手動の切りかえ、この二種類あるものもありまして、それらにつきましては町内会のほうにお任せしております。また、この時間につきましても、町内会の実情に合わせまして時間を早めるとか遅くするとか、あとちょっと長くするとか、そういうものはそれぞれに町内会の意見を聞いて運用しております。その他、先ほど町長の答弁にもありましたが、整備はされていますが、有効的に使われていない部分も多々あるんですが、それらにつきましてはその使われていない理由、施設自体の老朽化やふぐあいによるものなのか、あるいは高齢者とか、実際投げる人がいない、そういう場合なのか、その辺は十分に調査いたしまして、町内会のほうともその辺につきましましては今後相談していきたいと思っております。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

そこの町内の実情に合ったルールづくりをして、有効に活用していくことが消融雪溝の運用の課題だと思いますので、ぜひそのように進めたいと思います。

除雪ボランティアについて伺いますけれども、機械力による除排雪が行き届かない場合はやはり人力、除雪のボランティア等の力が必要になってくるかと思っておりますけれども、常時、臨機応変に活動できるようにボランティア隊を登録しておくとか、毎冬一回は早目に会合を開いて心の備えをしておくとか、そういう対応も必要だと思いますけれども、その

点について今現在ではどういう対応をしておりますか、事前の対応といたしますか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

担当は建設課、あるいはまた高齢者世帯は福祉課という形になりますので、後ほど建設課長並びに福祉課長から担当ごとの答弁は後ほどさせます。基本的な考え方として、町にはボランティア協会がございまして、それには体育協会とかあるいは建設協会とか、非常に多くの団体が入っております。まず、その総会時において、私からもあるいは白取会長さんからも、二カ年続いた豪雪ということで、事前に協議しながらでも積極的にもうちょっと人員を確保するための話し合いをまず持ちたいと、そう思っております。あるいはまた建設課の用務員です、オペレーターになりますけれども、その人員もだんだん少なくなって、今四人体制でございまして。重機には必ずオペレーターの助手というのをつけることになりますので、ことしの秋口からはまた臨職あるいはパートを追加して、その対応方も強化していきたいと思っております。

また、これは消防団に私からまたお願いしたいところなんです、例えば奈良完治議員が地元の八分団では相当前から正月明けにひとり暮らしの屋根の雪おろし、あるいは玄関先の雪の排雪など、ボランティアでやっているみたいです。ですから、消防団そのものも各地域に散らばって二十二分団ありますので、そういう消防団の皆さんにもそういう豪雪のときにはボランティアの団体に加盟していただくとか、全ての団体にまず幅広く声をかけていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

建設課のほうでは直接ボランティアというものには特にはないんですけども、ただ、建設協会のほうで毎年のように交差点の排雪等をやっていただいておりますので、それにつきましては我がほうでも当然協力していきます。また、屋根の雪でそういうボランティア活動をした際、どうしても我がほうの機械が必要だというような要請があれば、その辺については協力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。

ボランティア連絡協議会の活動に関しましては、現在加盟団体が十七団体、会員数が八百六十三名の方が加盟されております。しかしながら、実質この中で活動する方というのはなかなか限られた方だということで認識しておりますので、この会員数の方が臨機応変にいつでもできるように、できるだけ早目に今年度も協議会のほうの会長さんのほうと打ち合わせしながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

ある調査で余暇を何に使いたいかという調査で、一つはボランティア活動に参加する、したいという人が六割七割という調査結果もあるので、横の連携、各団体の連携や役場、行政の各課の連携を図りながら、いつでもそういう人たちが参加できる環境を整えておくことも行政としての役割かなと思いますので、ぜひその取り組みはやっていただきたいと思います。

次に、雪や寒さを活用した産業の振興でありますけれども、雪室については貯蔵すればいいということはもう皆さんわかっていることと思いますし、やろうといえはすぐにでもできるんですけれども、例えば食彩館あたりの駐車場につくっておくこともアピールにもなりますし、販売にもつながるということで、すぐにでもできると思うんですけれども、行政側でちょっとでも後押しできれば実現は可能かと思っておりますけれども、その点について町長あるいは農政課ではどのようにお考えですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

実は私もそういう年代でして、今でもやっています、野菜とかそのまま土に埋めて、畑に埋めて、雪の下にするということで、非常に甘い野菜ができます。

今回、食彩ときわ館のほうにもちょっとお話は聞きました。現在やっていないと。それについては全然やっていませんよという話でした。それで、さっき町長からもお話がありましたけれども、今後そういう話題性、もしくはやっぱりふえてきています。近隣でもふえてきていますので、奈良岡議員おっしゃるとおり簡単にできると。特別建物を建てなくてもできるということなので、ちょっと個人的には試してみようかなと。もし、食彩ときわ館とお話しして、ちょっと

やってみようかということであれば、行政のほうでも協力してやってみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

フジの発祥の地が、ほかでもいっぱい雪室リングはやっている、かまくらりんごだかなんだか、いっぱいネーミングをしてやっていますけれども、フジの発祥の地でそれがなくなれば片手落ちといいますか、せっかく目の前にいい戦力があるのにやっていないというふうな感じになるので、行政側でちょっと後押し、お手伝い、財政的か機械力か何でもいいので、ちょっとお手伝いすればすぐにでもできるような感じがするんですけども、ことしの冬は雪がどのぐらい降るかわかりませんが、その辺も取り組んでみる価値はあるかと思えます。

それで、学校教育から生涯学習まで雪に親しむ活動が必要なのではないかということも質問しますけれども、教育長に伺います。雪を利用して冬季のスポーツに親しんでいくと。地域の実情に合った雪についての学習もしていくことが必要だということで、おおむね私の思いと一致しているのでありますけれども、ことしの冬はオリンピックがあると。ちょうどいいチャンスだと思うので、冬のスポーツにぜひ親しむ機会だと思うので、この辺について教育長の思いを教育長の言葉からお願いしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

武田教育長。

○教育長（武田 登君）

冬のスポーツ、レクリエーションについては、先ほど町長から申し上げたとおりであります。ただ、奈良岡議員の言わ



れるとおり、この期間に雪が降るのはこれは自然現象であります。ただ、この雪によって我々は生活する上でさまざまな制約を受けるのも、これも確かであります。しかし、この雪はただ厄介物というふうに捉えるだけではなくて、この雪によって我々この雪国特有の辛抱強さといいますか、我慢強さ、また雪の中で暮らしていかなければならない、そのためにどうするかという創意工夫をすることを学んでいるという、こういう効果があると思います。また、こういう自然の厳しい中で我々が生活していくということでの雪国独自の知恵とかまた文化がはぐくまれてきたこともこれは確かでありますし、これも再認識しなければならないというふうに思います。

先ほども町長の答弁にもありました中で、雪に学ぶということがありましたけれども、これの具体的な一例を挙げますと、先ほど来出ておりますけれども、除雪ボランティアですね。この除雪ボランティアを実施することによって、これは中学生から大人まで幅広い年齢層が参加いたします。これによって高齢者の除雪を行ったり、または安否確認のために声をかけたりというふうなことで、社会福祉精神といいますか、こういうふうなものも高揚が図られること。また、この年代層の幅の広いというふうなことからいうと、異年齢の交流によって世代間の相互理解というものも生まれるかと思えます。また、さらにはこの除雪という身近な問題を通して、自分たちがこの地域で自分たちのやれることを地域でやらなければならないという住民自治精神といいますか、こういうふうなものも喚起されるかと思えます。

こういうことに雪という、ただ厄介物ではなく、こういうふうな我々の生活にはそれなりの効用を与えているんだという認識に立たなければならないのではないかというふうに考えます。こういうことから、スポーツそれからレクリエーション等だけではなくて、これらの雪国の特性を生かしたこういう学習活動というふうなものをこれからも一層推進していかなければならないというふうに考えております。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

ありがとうございます。

最後に、ふじさき未来・夢プランについて伺いますけれども、雪が冬になって豪雪になれば早いところ除雪、除雪ばかりが目に行くんですけれども、本当はそうではなくて、雪の恩恵もいっぱい受けて我々も育って来ましたし、産業も雪の恩恵を受けて振興して今まで発展してきましたし、福祉から教育、産業の振興まで、いろんなかかわりがあると思うんですよ。それらをきちんと体系的に整理して、我が町のまちづくりは雪をうまく利用して親しんで、それで克雪、雪を克服していくんだという考え方を大きな柱にしてやれば、豪雪の年でも自分たちでやれることはやりましょうという機運が生まれて、除排雪に対する苦情とかそういうものは減るのではないかなという感じはするんですけれども、町長にその辺についてのこれからのまちづくりと冬と雪についての考え方を伺って、再質問を終わりたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

非常に雪国に育った奈良岡議員、それこそ私と同世代でございますが、福祉、教育あるいは産業振興において非常に提言が温かく私の心に入ってきました。ふじさき未来・夢プランの基本計画はもう策定して、議員各位にもお渡しでございますので、それら行政にかかわる教育、あるいは産業、あるいは生活環境、全てにおけることを実施計画に向けて全課、横の連絡を連携とりながら具体的に策定をして、次の雪国である藤崎町でもすばらしい冬が体験できるように邁進していきたいと、そういうことで私ども一丸となってやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

町長のお言葉を承って、今後の活躍を期待して終わりたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

これで五番奈良岡文英君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため休憩いたします。

再開時刻は午後一時といたします。よろしく願いいたします。

休 憩 午前十一時二十九分

---

再 開 午後 〇時五十八分

【再開前に事務局長より、九番相馬勝治副議長から午後所用のため欠席する旨が報告される】

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、十三番浅利直志君に一般質問を許します。

十三番浅利直志君。

〔十三番 浅利直志君 登壇〕

○十三番（浅利直志君）

通告に沿いまして、一般質問を行います。日本共産党の浅利直志です。

午後までの傍聴の方、ご苦労さまでございます。

さて、昨年総選挙で安倍内閣が誕生し、六カ月がたとうとしております。株が上がった、あるいは経済が好転してい

る、景気が上向いていると胸を張っているようでありますけれども、またマスコミは異常とも言える持ち上げを繰り返しているように見えます。しかし、多くの国民の実感とはかなりかけ離れていないでしょうか。アベノミクスの三本の矢で、皆さんの暮らしはよくなっていますか。町民、庶民の暮らしはよくなっていますでしょうか。私に言わせれば、投機マネーの暗躍によるバブルの様相を呈しているのではないかとさえ危惧を持つものであります。

マスコミや新聞報道では、三本の矢というふうに報道されております。すなわち大幅な金融緩和、公共投資、そして産業の成長戦略と言っているところでありますけれども、私は五本の矢というふうに受けとめるべきではないかと思っております。国民に向かって放たれようとしている第四の矢は、消費税増税と社会保障費の負担増であります。国民に向けられた五本目の矢は、日本国憲法改定、改憲の五本目の矢とも言えるものであります。あわせて五本の矢が国民の暮らしと経済、そして憲法をいわば直撃しているという現実を、賛成反対はともかく、しっかりと受けとめることが大事ではないかと。しっかりとその現実を受けとめて、これからの日本の再生の姿や自治体再編の姿をイメージしていくことが大切だと考えているところです。

いずれにしても、七月実施の参議院選挙で民意が問われ、あらわれることとなり、一つのターニングポイントになるのではないかと思っているところであります。

それでは、質問通告に沿いまして、まず町長の政治姿勢と町長の憲法観、憲法についての見方、考え方についてお聞きいたします。

日本の現在の憲法を、暮らしや行政にできる限り生かすことを大切にして進めていくのか。それとも、憲法は古くなり、実情にも合っていないから憲法改正や改憲、これが必要な段階との認識、見解なのかについて、率直なところ、町長の基本的認識や見解についてお聞きするものであります。

次に、憲法九十六条は国会が改憲を発議する条件を国会議員の三分の二以上としております。これを過半数に九十六条

改定はしようとしております。九十六条改定は単なる手続の問題ではありません。憲法は主権者である国民がその基本的生存権や基本的人権を守るために国家権力を拘束、縛るためのものであり、改憲ハードルが高いのは多数の先進国では当たり前ではないでしょうか。改憲発議ハードルを過半数でよいと下げるのは、憲法をいわば法律並みにしてしまう禁じ手でもあり、邪道とも言えるものではないでしょうか。九十六条改定についての町長の認識、見解をお聞きするものであります。

さらに、憲法前文では、国民には憲法を守るために不断の努力、絶えざる努力を求めているところではありますが、憲法九十九条においては天皇及び国会議員及び公務員の憲法尊重擁護の義務を改めて特に九十九条において明記しているところではありますが、町長は地方公務員法の規制を受けない特別職とされておるところでありますけれども、自治体藤崎町を代表する人であり、独任制の執行機関でもあります。私たちの現行憲法はアメリカの占領軍に押しつけられたというような見方ではなく、第二次世界大戦後の世界の人たちの平和への希望、人類の生存権と人権についての思いや願いを集めた、いわば宝とも言えるものであるし、現在も憲法を行政や暮らしに生かしていく価値あるものだと思いますが、町長の考えも改めてお聞きするものであります。

次に、子育て支援策の拡充について質問いたします。

現在、平田町政の進める子供の医療費無料化、今年度は中学校まで実施ということについては評価しておるところでございます。しかし、なお改善が求められていること、あるいは実施が可能な施策を段階的に前に進めてみてはどうでしょうか。例えば、保育料第三子無料化をさらに進めるために、財政負担額や国、県の動向を見きわめつつ、特に第三子の保育料、所得制限のないものに拡大することを検討する用意があるかどうかをお聞きします。また、現在進めている医療費無料化を所得制限なしで、例えば段階的に小学校入学前までの子供を対象に実施するという事に踏み出すときではないかと思われませんが、今後どのように取り組むつもりなのかお聞きするものであります。

また、風疹予防接種を全額助成にして取り組むことにしておりますけれども、今後、対象者、病院等と連携をどのように進めるのか、質問いたします。

さらに、子育て支援と女性の就業支援を藤崎町として今後どのように検討し、その具体化をさらに進めていくのか、質問するものであります。

次に、国保皆保険の運営についてお聞きいたします。

一九六一年に発足した国民皆保険の柱である国保、国民健康保険制度の運営については、国保は高齢者や自営業者あるいは低所得者の加入者が多く、雇用主負担もないことから、他の社会保険制度に比べて一定の国負担が義務づけられております。高齢化の進展と一九八四年国保事業への国の負担割合を四五％から三八・五％に減らしたことから始まり、市町村国保の運営がさまざまな困難に直面していることも事実であります。各市町村の抱える運営上の困難やあるいは保険料負担の問題、生活費に食い込むような保険料負担の問題など、共通の構造的問題を抱えているところであります。これを現在、広域化、全県運営一本化などで切り抜けようとしておりますけれども、保険税や財政支出の問題を抱えたままです。このように岐路に立たされている国民健康保険制度の改善の土台は、何と云っても国の責任で国庫補助率を引き上げること、これが問題解決の土台であると考えますが、町長の見解を伺うものであります。

また、国保会計の安定化や保険料抑制のために、必要なときには一般会計からの基準外繰り入れも必要なときもあると思われませんが、一般会計からの基準外繰り入れは中止すべきことなのか、町長の基本的な認識をお聞きいたします。

全国の市町村の一般会計から二〇一一年の決算ベースでは約三千五百億円が国保に繰り入れられている実態からも明らかなのではないかと思っておりますけれども、基準内繰り入れ、基準外繰り入れについての町長の基本的な考え方をお聞きいたします。

次に、国保法第四十四条、そして同趣旨の社会福祉法第二条の規定により、医療が必要であるにもかかわらず、医療費

の支払いが困難である支払い困難者に対し、医療費患者一部負担金の減額や免除の制度を利用できる場合があるのかどうか。藤崎町ではどのように対応しているのか。どのような基準になっているかを質問いたします。

最後に、国保税の納付相談と保険証とめ置き措置の実情と今後の取り組みについて質問いたします。

以上の質問につきまして、町長初め担当課におかれましては明確な答弁を求めて壇上からの一般質問といたします。

○議長（野呂日出男君）

十三番浅利直志君の一般質問に対する答弁を求めます。

町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

浅利直志議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、町長の政治姿勢と憲法観についてのイの現行憲法を暮らしや行政に生かすことを大切にするのか、それとも憲法改正、改定が必要との認識見解なのかについて問うと、ロの憲法九十六条改定は必要なことなのか、憲法九十九条を行政の長としてどのように認識しているのかであります。関連がありますので一括してお答え申し上げます。

私の政治姿勢は、スローガンであります町民が主役の活力あるまちづくりの実現を目指すこととございます。そのため、憲法を初めとする法令のもとで実現に向け、努力してまいりたいと考えています。また、私は憲法は国の最高法規として位置づけられており、第九十九条に明記されているように尊重し、擁護すべきものと認識しているものであります。改正に当たっては、第九十六条に改正手続が定められており、それに従うべきものと考えております。

次に、子育て支援策の拡充についてのイの保険料第三子無料化、医療費無料化を所得制限なしで段階的に実施に踏み出すべきではないかについてお答えいたします。

まず、保育料の第三子無料化であります。保育料負担を軽減することにより親が安心して子供を産み育てることが出来る環境づくりのために、現在町では第三子以降の保育料を二階層から四階層の世帯では無料としており、五階層から八階層の世帯につきましては五割軽減を実施しております。また、将来的に町の財政状況を勘案しながら、無料化については実施できるかどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、医療費無料化を所得制限なしで段階的に実施に踏み出すべきではないのかについてであります。私が公約として掲げた活力あるまちづくりの福祉政策において、小中学生の医療費を段階的に無料化にすることを掲げ、この四月診療分から中学生までの医療費無料化を議員各位のご理解を得て実施することといたしました。なお、所得制限の廃止につきましては、これもまた保育料の無料化同様に町の財政状況を勘案して実施できるかどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、口の風疹予防接種の全額助成制度を今後どのように進めるかについてのご質問でございますが、町では風疹の予防接種を町内の医療機関のご協力のもと、五月二十八日から近隣市町村でいち早く全額無料で実施しているところであります。また、対象者は妊婦さんのご家族などに限定するのではなく、風疹に罹患したことがなく、ワクチンを接種していない者とし、対策に万全を期したものであります。今後も住民の健康を守るという立場で流行の状況や他の市町村の動向を見きわめ、当分の間無料で実施するものであります。

次に、ハの国の子育て支援と女性の就業支援を町として今後どのように検討し、進めるのかについてであります。現在、町では女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援のために学童保育クラブを三カ所設置しております。また、町内の保育所においては保護者の就労時間等の変化に対応するために、延長保育や休日保育を実施するなど、子育て及び就労支援を積極的に行っているところであります。なお、今後につきましては、昨年八月に成立した子ども・子育て支援法に基づきまして、今年度は子ども・子育て会議の設置と子ども・子育て支援事業計画書策定



に向けた保護者の子育て支援に対するニーズを把握するアンケート調査を実施する予定となっており、新たなニーズや現状に対応した子育て環境を整備したいと考えているところでございます。

次に、国民皆保険、国保の運営についてのイの国の責任で補助率を引き上げることが問題解決の土台ではないのか、一般会計からの基準外繰り入れは中止するべきことなのかについてであります。国民健康保険は被用者保険に比べて年齢構成が高く、医療費水準が高い、所得水準が低い、保険料負担が重いなどの構造的な問題を抱えており、財政運営が厳しい状況にあります。こうした中、国は市町村国保の低所得者に対する財政支援強化を図るために、昨年二月、新たに二千二百億円の公費投入を閣議決定しておりますが、関係機関と連携して早期に実施するよう求めていると考えております。国保財政安定化支援事業等に係る基準外繰入金につきましては、当町では平成二十二年度と平成二十三年度において繰り入れを行っております。今後も国保財政の安定化に資するための措置として、実態に即した対応をしたいと考えております。

次に、ロの医療費患者一部負担金の国保法第四十四条、社会福祉法第二条の規定により、減額や免除の制度を利用できる場合はあるのかについてお答えいたします。

国民健康保険法第四十四条の制度につきましては、平成二十二年九月に厚生労働省より国の考え方、基準が示されたことを受け、町では国民健康保険法第四十四条第一項に規定する国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に係る処理基準を制定し、平成二十三年四月診療分から適用しております。減免等の対象は、災害等により資産に重大な損害を受けた場合や事業の廃止、失業等により収入が著しく減少した世帯で、その世帯員が入院することにより国民健康保険の一部負担金の支払いが困難である世帯と規定しております。また、社会福祉法第二条第三項第九号では、生活困難者のために無料または低額な料金で診療を行う事業が規定されており、これに基づき医療機関が県の認定を受けて実施することになります。近隣では、健生病院が実施しております。

次に、ハの国保税納付相談と保険証とめ置き措置の実情についてであります。国保税の納税相談につきましては平成二十四年度は夜間の相談を四月と九月の年二回、延べ十五日間実施しております。また、保険証とめ置き措置につきましては、平成二十五年三月現在で短期保険証交付対象者百三十五世帯のうち四十九世帯となっております。なお、対象者のうち、高校生世代以下の被保険者には有効期限六カ月の被保険者証を郵送により交付していることを申し添えます。

以上、浅利議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

十三番浅利直志君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより十三番浅利直志君に再質問を許します。

十三番浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

質問通告の町長の憲法観、政治姿勢にかかわることに関係する憲法観についてお聞きしたわけですが、町民が主役のまちづくりを進めていくという、そのような立場で物事に取り組んでいくということで、憲法の最高法規性を認めているわけでありますので、九十六条に従って改憲や、あるいはまた改定といいますか、従っていくべきだと考えておるといふふうに表明しておりますので、最終的には国会議員の意思によって発議要件も決まるわけでありますけれども、特に維新の会などは特別に熱心でございますけれども、そうすれば町長は九十六条は現行のとおりでやるべき、現行のとおりというのは国会議員の三分の二以上の発議要件で改憲をするならするというふうにすべきだというお考えでよろしいんですね。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

戦後、昭和二十二年五月三日に憲法が施行されてからもう六十六年経過しています。ある意味では、我々がわからない時代に戦争をして隣国諸国に多大なご迷惑をかけたのも私は事実だと思っております。その反省を踏まえて、二度と戦争に踏み出さないというようなことをうたっているのも憲法だと思っております。今、国会でいろいろ審議されようとしている九十六条に関しては、私、一首長であっても最高機関の国会で審議することなので、その件に関しては私は発言を差し控えたいと、そう思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

町長は藤崎の町長ですよ。と同時に日本国民であるし、藤崎町民でもあるわけですよ。何か今の答弁を聞くと、お答えを聞くと、九十六条の改正あるいは改定、いわゆるハードルを下げるのか下げないのかについてはコメントを差し控えたいというのが正式なお答えなんですか。何か初めに壇上で言ったことと答弁が食い違っているようにも私は受けとめたんですけども、食い違ってないんですか。お聞きします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

あくまでも九十六条に関しては、国会議員が発議して審議することですので、そのことについては賛成反対とかそういうのは差し控えるということですのでございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

改正を、ここを変えたいとか、そういう人が現実にまた世論調査などでもあるわけですので、ただ、それを変えるルールを変えるとすることは、全ての最高法規だというもの、町長が言っていることに矛盾があるんですよ。個人としても町長としても最高法規だと言っているんでしょう。最高法規が過半数で決められるようになるということは、それは全く最高法規でない法律並みになるということじゃないんですか。ここは憲法論議をする場ではないとは思いますが、個人としても町長は町民の一員でありますし、また国民の一員でもありますし、もちろん国会議員に委ねたというようなこともあるんでしょうけれども、コメントもできないというのはちょっと情けないものだなというふうに思っておりますけれども、この点については今後の議論の推移を見守っていきたいなと思っております。

もう一つ私が聞いているのは、九条のことはよく、私は九条が歯どめになって戦争をしない今日の日本を築いて、戦争でこの六十六年余り外国人を殺すということもなかったというふうに思っておりますけれども、九十九条は天皇及び国会議員及び公務員ですね、憲法を尊重するという義務があるんですよということを改めてここで九十九条で明記しているわけなんですよ。その重みというのをどのように考えていらっしゃるのか。町長は特別職としてそれに拘束されるものではないけれども、どういうふうに考えているのかということをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

第九十九条をちょっと読ませていただきます。天皇または国务大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を

尊重し擁護する義務を負う。このとおりだと思っております。これに国民も入っていればもっといいのかなど、そう思っておりますので、そういうような感想を持っております。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

国民をわざと入れていないんですよ、これは。つまり、前文では国民が不断の——不断のというのはふだん着のふだんじゃなくて、絶えざる努力をして憲法の精神を守っていきましようかと前文でうたっています。ここでは国民が入っていないのは、権力を持っている者が、極端に言えばハードルを下げて憲法をいつでも過半数で変えられる法律並みにしてしまおうとかそういうことを、つまり国家権力が基本的人権や戦争やそういう問題にきちんとした、国民がですよ、国民が国家権力を拘束し縛るための、これが日本国憲法の特徴なんです。ですから国民が九十九条では入っていないという、権力あるいは執行力、執行権、こういうものを持っている人を拘束する、あるいは基準ですね、そういうものを利権主義というふうに言うそうでもありますけれども、そういう立場で九十九条は構成されているんだということを認識していただきたいなというふうに思っております。

憲法についてはまた次の機会にでも、あと聞くなというふうな声もありますけれども、次の機会に譲りたいと思っております。

次に、保育料の第三子無料化ですね、現状でも保育料の無料化の問題で低所得と言われない、ここでいけば渡された資料によりますと、三階層、四階層、こういう人については減額措置がとられているわけであります。私が要望しているのは、いわゆる年間の所得税が四万円以上で、なおかつ四十一万円までの五階層、六階層といいますか、こういう段階の、四十一万円も実際は納めている若い世代の人はごくごく限られた、一人、二人、三人というような問題だと思うん

ですけれども、その間の五階層、六階層などにも段階的に広げていく必要があるのではないかとということです。といいますのは、子ども手当の変遷によって扶養控除だけは切られて、実際扶養控除だけは所得税計算の扶養控除切られて、そういう措置も受けたわけです。児童手当という形で残りましたけれども。そういうことを考えても段階的に、財政を考えるとということなんですけれども、財政を考えて検討したいというお話でしたけれども、例えば五階層、六階層、四十一万円以下の所得税を納めている人の対象や、それをやるとすればどれぐらい財政的な負担になるのか、試算というのをしていらっしゃるのかどうか。その辺についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

試算については後ほど担当課長から、今現状で説明できる分だけ後ほど説明させます。

基本的には、子供たちの育成のためには本当は私の持論とすれば、国、県、市町村挙げて子育てしやすい環境をつくるべきだと思っております。保育料の免除とかあるいは子供たちの医療費とか、全てゼロになれば、これは申し分ない子育て支援の強化につながるだろうと。ただ、一方では、国、県、市町村、自治体も非常に財政がある程度年間決まった予算の中で福祉やら教育やら、あるいは産業振興やら、生活環境整備やら、もろもろ整備するのが行政でございまして、その財政を鑑みて、財政が許すならばそういう段階に入っていく検討はするというような考え方で今後もいきたいと思っております。

その財政負担については今、担当課長から説明させます。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

階層ごとの試算は行っていませんが、五階層から八階層までの対象者が現在三十一名おりまして、現在納付されている保育料で積算いたしますと、合計で四百七十八万円余りとなります。なお、七階層と八階層の人は一人ずつであります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

四十一万円以上、年間所得を納めている人というのは一人二人の問題で、問題は四万円から三十万円ぐらいまでというか、そういう所得の人が、これは夫婦ともというふうなことになりますけれども、そういう人が多いので、これについても三十一名で四百七十八万円ほどというふうになっておりますので、財政的なことも含めてぜひ前向きに検討していただきたい。といいますのは、政府といいますか、文科省でも幼稚園だとか保育、そういうものの幼児の部分の無料化を総合的に進めていこうということも一方では検討している段階なわけです。消費税を財源にするのか、何にするのか、それはわかりませんが、そういうことでもありますので、ぜひ財政もにらんで検討していただきたいということです。

私は、特に強調したいというか、町長に要求したいのは、次の医療費無料化を所得制限なしにしてほしいということなんです。これは結局、無料化は中学校まで進んだと。でも、わのどごまいねんだじゃと。夫婦共働きというか、そういう比較的所得が高い人、合算して高い人なんですよ。この対象を広げるには、いわゆる所得制限を外しちゃうか、または青森市などでやっている児童手当並みに所得制限基準を上げちゃうということで実質的に対象者がなくなるという、

二つのどちらかの方法でやっているところはやっているんです。いろいろ職場で弘前から来ている人もあるし、五所川原からも来ている人も、いろいろな人があるから、ほかのところで行っているところあるのに藤崎はまだなのよ、早く変えてくださいよという声があるんですね。

これも担当課から提示された資料によりますと、乳幼児で子供医療費の対象者は六百二十六人ですか、現在の藤崎町の所得制限の対象者が約九十人ほどというふうに聞いておるんですけれども、この場合、一五%ぐらいでしょうか、所得制限の対象者がですね。入学前までのことを考えれば。私はこの小学校入学前まで特に力を入れて、段階的に実施してほしいということを町長に考えていただきたいなというふうに思っておるわけでありまして。

その点で、先ほどは財政をにらんでというふうなことでありましたけれども、この所得制限の対象になった八十九人の子供のこれを九十人、最大見積もっても百人だと思うんですけれども、これを無料化すればどれぐらいの財政負担といえますか、現状の中でどれぐらいの負担だというふうに試算していらっしゃるのでしょうか。そのことをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

財政の話は担当課長から後ほどご説明させます。

浅利議員のお話しすることは重々理解できる話でございます。財政が豊かであればそんなもの取っ払っちゃって全ての子供たちにやらせたいというのは実情、私の考えでございます。その辺は今後も行財政改革を徹底しながら、財政を許すならば早い時期に検討していくというような考え方でありますので、ご理解ください。ただ、一方では、まだその無料化にも踏み出せない自治体も近隣市町村にあるということも重々ご理解もいただきたいと思っております。今後の話



でございますが、来月の十七日、南市町村の協議会のほうで県のほうに重点説明に行きます。その際も、全市町村の要望として子供たちの医療費無料化については国、県が責任を持ってやるべきだというような要望を出すことになっております。財政の裏づけについてはちょっと今、担当課長から説明させます。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

乳幼児につきましては、二百七十万円余りほど負担増となる積算をしております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今、臨時元気地域交付金だか何だかで、いわゆる公共投資をどんどん道路、農道だとかやっているんですね。また、政府の公共投資、第二の矢ですか、そういうことで公共投資がふえている。考えようによってはハード面、道路、橋、そういうハード面だけではなくて、それをソフト面に使っている自治体もあるそうであります。つまり、ソフト面の定着のための――聞きません、これは、聞きませんので、そういう自治体もあるというふうなことを聞いておりますので、二百七十万円ほどでしたか、小学校の入学までですね、ここが一番子供の医療費にとっては大事なところだと思いますので、さまざまな財源措置を交付税措置も含めて検討していただいて、要望は要望としてしっかり出して、国、県にしっかり要望するという姿勢を貫いていただきたいということであります。

それでは、次の問題に移ります。風疹の予防接種については、先ほど鶴賀谷議員も聞いていましたので、一点だけ、対象はいわゆる女性だけじゃなくて男性も、あるいはその家族の子供もというふうなことも含めて、これは助成の期間は一年だというふうに承っているんですけども、全額助成するのはいつまでで、来年以降はどうなるのかということ、これを見通しについてどういうお考えなのか、お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。

予算につきましては、単年度予算ということなので当面一年間ということになりますが、風疹のこの流行に関してはどのぐらいの長さになるのかはまだ見通しができていないわけでございますので、その見通しとそれから予防接種の接種状況を見きわめて、当分の間実施するということをご了解願いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

二の子育て支援のハの女性の就業支援を町として今後どのように検討して進めるのか。今日の段階でアンケート調査もやって、再度ニーズを掘り起こしていくんだと。それはそれとしてやってほしいんですけども、私が町長に一つだけ確認したいとかお聞きしたいのは、学童保育、指導員はほとんど女性の方であります。時給は低いままに据え置かれている、改善されたというふうには聞いておりません。十年たっても十円も上がらない時給がそのままだというふうな、これでは子供の学童クラブも指導員が生き生きしないことには、やっぱり励みになるような待遇改善もしていただ

きたいというふうなことには思っておるんですけれども、町長にお聞きしたいのは、この間随分文化協会にセンターを民営化したり指定管理者だというふうなことをやっていますよね。さかのぼれば病院から始まって保育所。これほど過激にといいますか、しっかりといいますか、やってきた自治体は青森県内でもそんなにないんだというふうにして言っておりますけれども、この学童保育を指定管理や民間委託だとか、そういうふうにする考えはおありなんですか。あるんですか、ないんですか。その認識を町長にお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

今の現状は考えてございません。教育委員会サイドで、ことしからだと記憶していますけれども、三カ所の学童保育のほうに、もちろん支援する女性の方も一生懸命やっていますけれども、子供たちを放課後落ちつかせた形でいろいろ勉強やら遊びやらするということで、教員の派遣もしているようでございますし、学校教育あるいは幼児の支援、全て町がしっかりとした責任を持って指導していきたいということで、今の現状では民営化、指定管理は考えてございません。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

保育所の延長保育などもこの間取り組まれているわけですので、それらを十分生かしてほしいというふうに思っております。民営化、指定管理などはやらないで、指導員の待遇改善を図っていただきたいということをあわせて、これで三回目か四回目ぐらいになると思うんですけれども、要望しておきたいと思います。

次に、国民皆保険、国保の運営についてであります。この件につきましては、町長の答弁でもあったわけですが、

国の責任で補助率引き上げだとかするということが必要なかというのが私の主張であります。たしか、きょうの東奥日報紙上でも、この間の消費税一〇%値上げを見据えて福祉の改革といたしますか、その問題に取り組んでいくんだという行財政改革といたしますか、そういうもので国保もその一番の対象になっているわけです。一つは、高齢者の負担割合を一割から二割にするということ。もう一つは、広域化を図ると。県単位なら県単位で図って、市町村の苦情なり苦境を救済しよう。県に責任を、私に言わせれば国が押しつけて責任を回避していくという形にまたなるのかなというふうに思っておるんですけども、この国保の補助率を引き上げることが問題解決だというふうに言っていますのは、医療給付費に対する補助率だけではなくて、介護や高齢者支援金ですね、こういう面でも改善もしていかないとその苦労は、国が撤退すれば県だけが苦しむというふうなことに、荷物だから引き受けないというふうなことになるんだと思うんですけども、これを町長にお聞きしますけれども、町村会として国保についてしっかりと国、県にどのようなことを要求していらっしゃるんですか。その点、補助率をきちんと確保すべきだとか、そういうのを要求しているやに聞いておるんですけども、町村会としてこの国保の問題についてはどのようなことを国、県に対して要望、特に県というよりも国に対して要望していらっしゃるんでしょうか。町長のお考えを聞かせてください。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

浅利議員も高齢者、あるいは医療、あるいは介護、全てだんだんだんだん高齢化に進む我が国日本を捉えて、その都度その都度議会でも熱心にいろいろ議論していることにはまずもって敬意を表します。

現状で介護保険、国民健康保険、あるいは年金も一般会計の国の予算よりも一年間にはさらに多くかかって百兆を超えているという状況、あるいは医療費だけで見ても三十七兆円を超えて毎年一兆円ずつふえているのが現状ということ、

その辺も認識していると思っております。その中で、こういった形で社会保障を末永く今の水準を維持しながら、さらに国民に負担をかけないような構築をするということで、いろいろ国でも、あるいは県でも、あるいは市町村でも考えていることだろうと思っております。ただ、現状としてこれからますます人口減あるいは高齢者の増加ということでございますので、これまた市町村に負担を求められれば各自治体も崩壊してしまうだろうということでございますので、町村会も今間もなく会長もかわる予定でございますけれども、私も中南の会長になりましたので、その辺は機会を逃すことなく国、県に働きかけていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

医療費の負担、大分前ですけれども、一九八四年に負担割合が四五％から三八・五％に国の国庫負担金が減らされたということから始まって、ずっとさまざまな利用者にとっては応益割を平等割り、割り勘割りのほうをふやしていくという制度の改定もあって、保険料が高いという問題もずっと引きずっているわけであります。

口の医療費の支払いが困難な人に国保法の第四十四条では救済措置を設けていると。初め、私は藤崎町ではそういう条例は整備されていないのかなというふうに思っていたんですけれども、整備されておると、全国的にというようなことなんですけれども、今までこれで医療費の支払いが困難で軽減やあるいは免除をしたという実態というのは藤崎町ではあるんでしょうか。現在は病院の負担だとか、そういうのでやられているんですけれども、その辺は把握されている実態というのはあるんでしょうか。申請があったんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

当町では国の基準に準じて入院の治療を対象としていまして、今まで申請はないです。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ないことは喜ぶべきことなのか、それとも状態が周知されていないのかということもありますので、一つは当町の規定の場合、入院だけが対象でありますので、医療の通院といいますか、こういうものも一カ月程度の範囲内で通院もカバーできるものに改善してほしいということを要望しておきたいと思います。

もう一つは、やっぱり医療費はもう払って当たり前、借金しても払うと、あるいは高額医療が使える場合は使うというふうなことなんですけれども、生活支払いが困難で、なおかつ病気の治療が必要だと、入院が必要だというような場合、四十四条で一部負担金の軽減もできるんですよと。いわゆる生活保護以下、または一割二割アップのいわゆるそういう人のためにも広報をきっちりやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

最後であります。納税相談と保険証とめ置きを実際どういうふうに行っているのかというようなことなんですけれども、何か先ほど答弁の中では百三十五世帯短期証があるんですと、四十九世帯は納税相談のためにとめ置いているような状態でもありますよというようなお話なんですけれども、再度、滞納者に対する保険証の取り扱いについて、担当者から説明願いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

短期保険者証の交付の趣旨というのは、町の担当者と滞納世帯との接触の機会を設けるという意味からも役場の窓口においでいただいて、その上で税務課のほうで納税相談を行い、そして保険証を交付すると、そういうシステムとしておりますが、国の指導というか通知文書にもその納税相談と窓口交付についてはやるべきだと。そして、相談にも来ないために、一定の期間その保険証を窓口で留保するのはやむを得ないのではないかというようになっておりますので、私ども担当としてもそういうふうに考えております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

先ほどの町長のお答えといたしますか、この中でもこの百三十五世帯の中に高校生以下の世帯があるんですよと。このデータを見ますと、六十八人ほど高校生があるんだと。これに対してはもう親の滞納の責任は子供にはないですから、無条件で送っているんですか。それが三カ月というふうに言われたと思うんですけども、なぜ六カ月にならないんですか。六カ月で無条件に送るべきだと思うんですけども、どういうふうな実態になっていらっしゃるんですか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

先ほどの町長の答弁を読み上げさせていただきますと、対象者のうち高校生世代以下の被保険者には有効期限六カ月の被保険者証を郵送により交付していることを申し添えますというふうに先ほど答弁しておりますので、そのとおりであります。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

失礼いたしました。六カ月の、これは小中高校生については、それでも六十何人いらっしゃるんですよ。こういう人には無条件でやるべきなんです。それは全国の運動でそういう方向になっているわけですので。いずれにしましても、保険証を一定の期間とめ置いておるんだというふうなことですけれども、その一定の期間があと三カ月なのか、一週間二週間の問題なのか、きちんとできるだけ保険証を交付して、誰もがお金にかかわらず、あるいは滞納していたとしても重症になることを防止するためにも保険証を交付することを要求して質問を終わりたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

これで十三番浅利直志君の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。



ご苦労さまでした。

散 会 午後一時五十九分

---